

令和5年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)																												
契 約 案 件 名	都城市食の自立支援事業委託																												
案 件 の 概 要	在宅の調理が困難な高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、総合的かつ効率的に（安否の確認と栄養バランスの摂れた）食に関するサービスを提供する事業を委託するもの																												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市高松町2番30号第二杏国ビル1階 [名 称] 株式会社あらた																												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、食の自立支援事業の実施委託について、都城市食の自立支援事業実施規則（平成18年規則第291号）第5条第2項の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託するものである。</p> <p>本件においては遠方等の理由により配達困難な区域に対して配食サービスの提供を行うものである。</p> <p>上記法人は配達困難区域に対して配達可能であり、本事業の目的である見守り、栄養士による献立に基づく調理、特別食への対応等が唯一可能な事業者である。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>都城市食の自立支援事業実施規則 第5条 2 市長は配食サービスの実施にあたり、対象者の決定を除く業務を適切に事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「委託法人」という。）に委託することができる。</p>																												
契 約 締 結 日	令和5年10月1日																												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 2px;">1, 501, 590円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">複数単価契約</td> <td style="padding: 2px;">単価</td> <td style="padding: 2px;">予定数量</td> <td style="padding: 2px;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1112円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">360食</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">400,320</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">962円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">0食</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">812円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">0食</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">662円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">75食</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">49,650</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通食 上記以外の配達地域</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">512円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">650食</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">332,800</td> </tr> </table>	執行見込総額		1, 501, 590円		複数単価契約	単価	予定数量	合計	普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）	1112円	360食	400,320	普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	962円	0食	0	普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	812円	0食	0	普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	662円	75食	49,650	普通食 上記以外の配達地域	512円	650食	332,800
執行見込総額		1, 501, 590円																											
複数単価契約	単価	予定数量	合計																										
普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）	1112円	360食	400,320																										
普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	962円	0食	0																										
普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	812円	0食	0																										
普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	662円	75食	49,650																										
普通食 上記以外の配達地域	512円	650食	332,800																										

特別食 半円径18 k m以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）	1312 円	0 食	0
特別食 半円径15 k m以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	1162 円	150 食	174,300
特別食 半円径12 k m以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	1012 円	0 食	0
特別食 半円径8.5 k m以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	862 円	260 食	224,120
特別食 上記以外の配達地域	712 円	450 食	320,400

令和5年度 随意契約理由書

番号	2
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園屋内競技場照明増設業務委託
案 件 の 概 要	高城運動公園屋内競技場において、プロ野球キャンプ受入れ環境の改善のため、照明増設を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市蓑原町2296番地7 [名 称] 株式会社マエムラ電設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>高城運動公園屋内競技場（以下、「屋内競技場」という。）においては、令和5年2月に読売巨人軍ファームキャンプを実施したが、プロ野球が使用するにあたり照度不足であったことが指摘された。</p> <p>指摘を受け、現状の照度の確認や求められる照度について球団と検討を重ね、また、当該照明設備の設置業者である上記事業者及び照明メーカーと共に協議を進めた結果、増設する照明の数や位置等の決定に時間を要することとなった。</p> <p>仕様の決定後早急に予算措置を行い、9月議会において承認を得たところであるが、本業務に当たっては、令和6年2月の読売巨人軍ファームキャンプ開催時には環境改善されていることが必須のため、必要な工期を考慮すると競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>この点において上記事業者は、当該屋内競技場の電気工事を施工した事業所であり、過去の修繕も行う等、施設の電気設備に熟知しており、精確で迅速な施工が望める。</p> <p>また、仮に他の事業者が施工した場合、既存の電気設備施工事業者と本業務施工事業者が混在することになり、万一故障等のトラブルが生じた場合、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するもの。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月2日
契 約 金 額	14,228,500円

令和5年度 随意契約理由書

番号	3
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城グランドオープン記念事業運営業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城のグランドオープンに合わせて記念イベント実施業務を委託するものである
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市橋通西四丁目1番32号 [名 称] 株式会社MRTアド
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本業務は、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城が令和5年秋にグランドオープンを迎えることから、これを記念したイベントを開催するに当たり、イベント全般に係る企画調整から実施、会場運営、警備、広報及びアンケート等までを総合的に実施するものである。</p> <p>上記事業者は、令和5年4月22日のプレオープン記念事業管理運営業務委託の受託者であり、市内外から多数のお客様が訪れるとともに、多くの来賓も参列した市内でも最大規模といえるこのイベントにおいて、事故や混乱等なく無事に遂行した実績を持つ。</p> <p>また、このプレオープン記念事業管理運営業務委託においては、施設コンセプト等全体を統括する原プロジェクトマネージャーの意図を組み込みながら制作した各種成果物（市内出身アーティストによる制作物、広告宣伝用の動画、写真、デザインなどの各種データ等）が存在するとともに、施設の地理的特性や設備特性等を考慮しながら関係各所と練り上げた警備計画、駐車計画などのノウハウ等も蓄積されたことから、本件グランドオープン時において、経済的にも効率的にも当然にこの資材等を活用することが有用である。</p> <p>以上の理由により、本件業務委託に当たっては、他の者と契約する場合に比べて有利な条件で契約を締結することが明らかであることから、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月2日
契 約 金 額	12,343,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	「みやざきフェニックス・リーグ」運営業務委託
案 件 の 概 要	第20回「みやざきフェニックス・リーグ」の運営に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 一般社団法人 都城市スポーツコミッション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>「みやざきフェニックス・リーグ」は令和2年より本市の都城運動公園野球場を会場として試合日程が組まれており、昨年度は有観客で実施された。</p> <p>(一社) 都城市スポーツコミッションは、昨年度の「みやざきフェニックス・リーグ」の実行委員会へ参加し、市と連携し運営業務を実施した。また、今年度は試合会場である都城運動公園の指定管理業務を受託している。</p> <p>本業務実施にあたっては、過去の「みやざきフェニックス・リーグ」の運営状況を熟知し、会場となる施設との調整や試合前後の施設等の整備、周辺に居住する市民等へ危険がないよう十分な対策を実施することが求められるが、過去の実績及び施設管理・整備の観点から、円滑な運営及び適切な会場管理を実施できる事業者は、(一社) 都城市スポーツコミッションをおいて他にない。</p> <p>以上の理由により、(一社) 都城市スポーツコミッションと随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月2日
契 約 金 額	1, 103, 300円

令和5年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	南別館空調機器取替修繕
案 件 の 概 要	南別館の2～4階空調機の故障による機器取替修繕をおこなうもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市広原町9号11番地 [名 称] 株式会社 エイワ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本件は、南別館2～4階空調機が故障しているため、空調が稼動する冬までの短期間に、修繕する必要があります。平日は、職員が業務をしているため、休日に作業しなければならず、また、空調機器の納期が1.5か月程度かかり、作業期間が短期間となるため、迅速かつ正確な施工が必要であり、入札に付する時間がないため、入札に代え当該8者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積もり合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月3日
契 約 金 額	7,788,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 (直通)
契 約 案 件 名	し尿処理場R5第1号 清浄館電気計装設備修繕
案 件 の 概 要	都城市清浄館の電気計装設備が落雷により故障したため修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号 [名 称] クボタ環境エンジニアリング株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和5年7月3日の落雷により、電気計装設備の故障が発生し、一部設備において自動運転が出来ない状況となっている。</p> <p>現在は、応急的に予備機等で処理を継続しているが、市民生活に直結する重要な施設であり、処理を止めることができないため、早急な修繕が必要である。</p> <p>当該設備は、性能発注により上記事業者が設計・施工したものであり、同事業者でなければ確実な施工及び性能保証が得られない。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月3日
契 約 金 額	3, 5 5 4, 1 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	7
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	早水公園公園体育文化センター音楽室非常口鋼製ドア修繕
案 件 の 概 要	早水公園体育文化センター音楽室非常口鋼製ドアについて修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市一万城町21号10番 [名 称] 株式会社匠
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、予定価格が50万円を超える修繕であり、令和5年8月3日の入札においては不落となった。再度の入札に付すべき時間がないため、競争入札に代え、令和5年8月10日見積合せによる競争により契約相手方を決定する予定だったが、これも不落となった。このため、仕様の見直しを行い、再度、当該5者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年10月3日
契 約 金 額	638,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	観音池公園外倒木処理業務委託
案 件 の 概 要	観音池公園外、計3施設の倒木処理を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町石山4195番地 [名 称] 都城ぼんち地域振興株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、観音池公園、高崎パークゴルフ場及び竹楽のおサトの3施設における倒木処理を行うものである。</p> <p>令和5年8月に本市を襲来した台風6号による暴風により、各施設に倒木が多数発生し、施設の利用及び通行等に危険が生じており、危険の除去及び市民サービス低下を防ぐ必要がある。</p> <p>上記事業者は、当該施設の指定管理者であり、樹木を含めた施設の総合的な管理を行っていることから、業務の履行に当たって安全で正確な履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月6日
契 約 金 額	2, 1 8 3, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	9
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター 厨芥処理機 脱水機修理
案 件 の 概 要	都城市都城学校給食センターの洗浄室に設置している厨芥処理機に附属している脱水機の修理を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市若葉町54号7番地東ビル505号室 [名 称] 株式会社都城アイホー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>厨芥処理機は、食缶洗浄機で残渣等を落としコンベアを通して厨芥処理機へ運び込まれ、脱水機で脱水し専用のゴミ専用ペールへ送る機械である。</p> <p>本件は、厨芥処理機の脱水機が故障し、修理を行うものです。現在は、委託業者が人の手で運び水分を切り、生ゴミ庫まで運んでいただいている。</p> <p>厨芥処理機は開業当時からのものであり、本体の経年劣化が著しく、速やかに修繕を行う必要がある。</p> <p>上記事業者は、平成20年に厨房機器をはじめ、厨芥処理機を本センターに設置し、現在も保守業務を請け負っている。また、現在の厨芥処理機は株式会社アイホーの製品であり市内で唯一販売している事業者である。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者と修繕事業者が混在することになり、装置本体に故障が生じたときに責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障を来す可能性が高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月6日
契 約 金 額	1, 9 8 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	10
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	第14回都城民俗芸能祭発表会等開催業務委託
案 件 の 概 要	本市の貴重な文化遺産を後世に伝えていくために、日頃地域で活動している民俗芸能保存会が、広く市民にその芸能を披露するための場として民俗芸能祭を開催する業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市北原町1106番地100 [名 称] 公益財団法人都城市文化振興財団
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記法人は、都城市とその周辺地域における芸術文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、地域住民の主体的で創造的な芸術文化活動を促進し、豊かな地域文化の発展と形成に寄与するといった、本来、市が直接取り組むべき役割を担うことを目的として設立された法人である。 本事業は、古くから霧島盆地地域に伝わる「民俗芸能」を、広く市民に披露するためのものであり、その趣旨は、同法人の設立趣旨と一致する。また、同法人のほかに本事業を実施可能とする施設を有する団体はない。 以上の理由により、同法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年10月10日
契 約 金 額	1,286,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	11
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度自治体情報システム標準化に係る標準仕様との比較分析業務委託
案 件 の 概 要	本委託業務は、国が進める自治体情報システムの標準化に対応するため、国が示す標準仕様書と市が使用している基幹システム（以下「市システム」という。）の比較分析を行う業務である
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市システムは、上記事業者が導入及び設定を行ったものであり、本委託業務の実施に当たっては、市システムに関する専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、まず市システムの調査から行うこととなり、期間内に委託業務を終了することが困難となる可能性が高く、また、調査により市システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれもあり、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、市システムの導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月11日
契 約 金 額	7, 0 6 3, 6 5 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	12
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年度自治体情報システム標準化に係る文字同定作業支援業務委託
案 件 の 概 要	本委託業務は、国が進める自治体情報システムの標準化に対応するため、国が示す標準仕様書に記載のとおり、市が使用している基幹システム（以下「市システム」という。）の独自の外字情報を、文字情報基盤に対応させるための文字同定作業支援を行う業務である。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市システムは、上記事業者が導入及び設定を行ったものであり、本委託業務の実施に当たっては、市システムに関する専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、市システムの調査をまず行うこととなり、期間内に委託業務を終了することが困難となる可能性が高く、また、調査により市システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれもあり、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、市システムの導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月11日
契 約 金 額	2, 4 6 1, 1 4 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	13
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城メンチ公式ホームページ情報更新等業務委託
案 件 の 概 要	都城メンチを観光資源とするプロジェクトを推進するに当たっての都城メンチ公式ホームページの情報更新等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 [名 称] 株式会社九州博報堂
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和5年度の観光庁事業「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」（以下「観光庁事業」という。）補助金を活用し、都城メンチを観光資源とするプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を推進するに当たって必要となる都城メンチ公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）の情報更新等を実施するものである。</p> <p>本件は、ホームページ開設後初めての情報更新及びコンテンツの追加を実施するものであり、令和4年度に実施したホームページの開設等に携わった上記事業者が最も効果的な実施が期待できる。</p> <p>また、上記事業者は、令和4年度より、都城メンチを観光資源とするプロジェクトの伴走支援にも携わっている事業者でもあることから、これまでの経緯及び方向性を把握しており、今後の本プロジェクトにおけるデジタル戦略構築についても、最も効果的な実施が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月11日
契 約 金 額	2, 200, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	14
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産（土地）貸付けに伴う事業用定期借地権設定契約
案 件 の 概 要	都城たばこ販売協同組合の宝くじ売り場として市有地を賃貸するもの (歳入) ※契約締結日から令和16年3月31日まで
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町14街区13号 [名 称] 都城たばこ販売協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該宝くじ売り場は、（一財）都城圏域地場産業振興センター（以下「地場セン」という。）と都城たばこ販売協同組合（以下「たばこ組合」という。）とが土地の賃貸借契約を締結した上で、旧「道の駅」都城の敷地内に長年設置されてきた（貸主：地場セン、借主：たばこ組合）。</p> <p>「道の駅」都城NiQLL（以下「NiQLL」という。）の整備に合わせ、旧道の駅も解体することとなり、併せて宝くじ売り場もNiQLL敷地内に移転させる必要があった。</p> <p>NiQLLの敷地は、地場センの土地と市の土地が一体となった土地であり、施設の配置計画上、移転後の宝くじ売り場は、地場センの土地上ではなく市の土地が移転場所として最もふさわしかったことから、事業用定期借地契約を締結した上で設置させるものである。</p> <p>なお、NiQLL整備事業自体が市が主導して進めてきた事業であり、宝くじ売り場の移転もその余波を受けたものであることから、地場センとたばこ組合との従前の契約を尊重し、たばこ組合を賃借人として随契するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月12日
契 約 金 額	3, 9 3 6, 9 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	15
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	WEB会議用ブース設置業務委託
案 件 の 概 要	WEB会議用ブースを本館7階に3台設置するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区白金1-17-3 [名 称] 株式会社ブイキューブ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、耐震基準を満たす試験等にクリアした製造品であり、不燃材料や消火装置の設置による消防用設備等の取扱い要件を満たしていることが必要である。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加者名簿に1者しか登録されていないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月13日
契 約 金 額	4, 2 6 3, 8 7 5 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	16
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	ふるなび 2023年度オプション広告 掲載申込
案 件 の 概 要	株式会社アイモバイルが企画運営するふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」への寄附者の誘導を目的に、12月に検索結果ページ広告枠/アイテムマッチの広告掲載の申込みをするもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区桜丘町22-14 [名 称] 株式会社アイモバイル
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」において、より多くの寄附者を獲得するため、12月に検索結果ページ広告枠/アイテムマッチの広告掲載の申込みをするものである。 大手ポータルサイトの一つであり、ポータルサイトの中でも老舗の「ふるなび」は、申込可能自治体数が約350、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約50,000点であり、多くの寄附獲得が見込まれる。 「ふるなび」は上記事業者が管理するポータルサイトであり、同事業者でなければ、本業務の実施ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年10月13日
契 約 金 額	1,320,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	17
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	ANAのふるさと納税 有償バナー枠申込
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」への寄附者の誘導を目的に、令和5年12月1日から令和6年1月10日までの期間において、有償バナーを掲載するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋二丁目14番1号 [名 称] ANAあきんど株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」への寄附者の誘導を目的に、令和5年12月1日から令和6年1月10日までの期間において、有償バナーを掲載するものである。</p> <p>ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」は申込可能自治体数が約560、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約176,400点であり、多くの寄附獲得が見込める。</p> <p>「ANAのふるさと納税」は上記事業者が管理するポータルサイトであり、同事業者でなければ、本業務の実施ができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月13日
契 約 金 額	550,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	18
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	飯起ふれあい公園等遊具修繕
案 件 の 概 要	山之口町内の3か所の公園に設置している8基の遊具の修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東諸県郡国富町大字宮王丸677番地 [名 称] 株式会社日光製作所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件は、令和4年度に国の基準に基づいた点検を実施した結果、山之口町内の3か所の公園に設置している8基の遊具について、経年劣化及び安全基準に満たないことが判明したため、修繕を行うものである。</p> <p>当該施設は現在使用禁止としており、順次修繕を行っていく予定であったが、使用禁止による市民への影響が長期化することを防ぐため、急遽予算措置を行い9月議会において承認を得、すべての修繕を年度内に行うこととなった。</p> <p>通常であれば競争入札を行うべきところであるが、修繕に要する期間を考慮すると、本案件については競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>また、本案件については、遊具の構造や強度等に熟知していることに加え、点検基準に合致している必要があるため、知識及び資格を有する事業者でなければ確実な修繕が行えない。</p> <p>この点において上記事業者は、国の安全基準に基づく点検業務や修繕に求められる資格者が在籍する県内唯一の事業者であり、昨年度に実施した点検業務を行い該当遊具の状態を詳細に把握しているため、本修繕への適切かつ早急な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月16日
契 約 金 額	1, 0 7 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	19
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	定住自立圏船内イベント等業務委託
案 件 の 概 要	都城志布志道路の整備により、アクセスが向上した都城広域定住自立圏内へ観光客を呼び込むため、本圏域の魅力を広く伝えるイベントを企画・実施するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県志布志市志布志町志布志3292 [名 称] 株式会社商船三井さんふらわあ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城志布志道路の整備により、志布志港から都城市、三股町、志布志市、曾於市で構成している都城広域定住自立圏内へのアクセスが向上した。これを機に、これまで本圏域を訪れたことのない観光客を呼び込むことが期待できる。</p> <p>当業務は、本圏域への誘客を図るため、志布志港で定期運航されている、さんふらわあ船内及び大阪南港にて、本圏域の魅力を広く伝えるイベントを企画・実施するものである。</p> <p>上記事業者は、フェリーさんふらわあを運航している会社であるため、本業務を効率よく安価に、また本業務の目的に最も合致した履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月16日
契 約 金 額	500,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	20
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直 通)
契 約 案 件 名	10 t ダンプステー溶接外修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザで使用している10 t ダンプが故障したため修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上町15街区14号 [名 称] 有限会社栄輪モータース
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市リサイクルプラザで使用中の10 t ダンプ2台中1台が故障した。令和5年8月30日に入札を行ったところ、3者中2者が辞退し入札不調となった。</p> <p>履行可能な事業者を探す間、ダンプ1台で対応していたが、残渣の受入先の都城市クリーンセンターが焼却停止により11月は残渣搬入を停止するため、溜まった多量の残渣を12月にまとめて搬出する必要がある。</p> <p>また、年末に向けてのごみ搬入に伴い処理量そのものも増え、ダンプ1台では対応しきれず、業務に支障をきたすおそれが高いため、それまでに修繕を完了させることが必須である。</p> <p>再度の入札を行うべく登録事業者から対応可能な事業者を探していたが、繁忙期前に修繕可能な事業者は上記事業者のみであった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月17日
契 約 金 額	877,063円

令和5年度 随意契約理由書

番号	21
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	駒発電所支線ゲート操作盤機器修繕
案 件 の 概 要	駒発電所のゲート操作盤機器修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 延岡市塩浜町四丁目1640番地31 [名 称] 西南電気株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>駒発電所支線のゲート遠隔操作に異常が生じたため、本設備の導入事業者である上記事業者に調査を依頼した所、ルーター等の機器が故障していることが判明した。</p> <p>駒発電所の各施設等は上記事業者が設定等を行った専用回線で結ばれており、また現場の状況等についても熟知している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、また、責任の所在も不明確となり、発電所の運営に多大な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月18日
契 約 金 額	737,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	22
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	単災測 第3号 田野162号線設計業務委託
案 件 の 概 要	令和4年7月豪雨により被災した道路災害復旧工事中に、令和5年8月豪雨が発生し、被害が拡大したことにより再度設計を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方3009番地1 [名 称] 株式会社晃和コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>当初の被災は、谷側の路肩部分が崩壊して道路が不安定で通行できない状態であった。それに加えて令和5年8月豪雨により山側の斜面も崩壊したことにより現在複雑な被災状況にある。</p> <p>当被災案件は、通常の災害復旧手続きとは異なる特殊な案件である。通常の災害申請手続きと異なる点として事前に宮崎県河川課と国土交通省防災課と協議を行う必要があり、この事前協議時点において、復旧工法および概算工事費算出まで確定しておく必要があるため資料整理等考慮すると設計期間が、通常の災害よりかなり短いものとなる。</p> <p>短期での設計を必要とすることから、競争入札に付する時間がなく、特殊な被災状況のため一定の見識があるものでなければ実施は不可能である。</p> <p>その点、上記事業者は多くの災害復旧事業を担当しており、事業の特性等についても精通している。また、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月18日
契 約 金 額	5, 3 6 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	23
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	東京モノレール企画電車内ポスター掲出業務委託
案 件 の 概 要	東京モノレールに都城のイメージをPRする窓上ポスター及びドア横・中吊りポスターを掲出することにより、都城市を対外的に情報発信する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区芝大門1丁目4番8号 [名 称] 株式会社モノレール・エージェンシー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、東京モノレール車両内に都城をPRするポスターを掲出するものであるが、同車両の広告媒体管理業務を担うのは上記事業者のみである。 以上の理由により、本業務の契約の相手方は上記事業者に特定されることから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年10月19日
契 約 金 額	7, 2 8 6, 6 2 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	24
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市シティープロモーション等業務委託
案 件 の 概 要	本市の物産及び観光等の更なる振興や、移住・定住支援制度の認知拡大を目的として、シティープロモーション実施に関する業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区外神田1-18-13 [名 称] 株式会社エスプールセールスサポート
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、首都圏で行うオフラインイベントの一角にて、シティープロモーションを実施することで、シティブランディング「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」の確立を図り、本市の物産及び観光等の更なる振興や、移住・定住支援制度の認知拡大に繋げることを目的とする。</p> <p>本業務の履行にあたっては、首都圏内でのオフラインイベント実施スキルを所有していることはもちろん、ターゲットに対し、効率的に情報発信できることが求められる。</p> <p>その点、上記事業者は優れた人材を所有しており、本市シティープロモーションについて説明、紹介できるスキルがある。実際に、令和5年6月8日から12日の計5日間で同事業者によるシティープロモーションの実証実験を行っており、既に本市のシティープロモーションについての知識を十分に備えている。また、全国の商業施設約1万5千のデータベースを活用し、首都圏にて効率的に情報発信することができる。</p> <p>以上の理由により、ターゲットに対して確実に効果的に情報発信でき、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月20日
契 約 金 額	5, 7 7 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	25
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)												
契 約 案 件 名	ふるさと納税相談会業務委託												
案 件 の 概 要	首都圏の商業施設内にふるさと納税相談窓口を設置し、本市ふるさと納税についての説明ができるスタッフを配置した上で、相談窓口の運営業務を委託するもの。												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区外神田1-18-13 [名 称] 株式会社エスプールセールスサポート												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっているが、一方で今後、本市への寄附額を伸ばすためには、ポータルサイトやウェブ以外での寄付者流入経路を開拓する必要がある。</p> <p>そこで、ふるさと納税未経験者に対して直接的に、より分かりやすくPRするために、ふるさと納税制度はメディア等で話題になりやすい時期(年末:10月~12月)に、首都圏の商業施設内に相談窓口を設置し本市ふるさと納税についての説明ができるスタッフを配置することで、職員の出遣なしに効率的に寄附の獲得を期待できる。</p> <p>その点、上記事業者は、全国の商業施設約1万5千のデータベースを活用し、本市がターゲットとする首都圏にて説明ブースを展開することができる。また、コミュニケーションスキルが必要な業務を得意とする優れた人材を所有し、本市ふるさと納税についても説明し紹介できるスキルを持っている。実際に、令和5年6月8日から12日の計5日間で同事業者によるふるさと納税相談会の実証実験を行った結果、計32件の寄附申込があった。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和5年10月20日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">執行見込総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right; padding: 2px;">4,800,000円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">単価契約</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">単価</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">予定数量</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">寄附額の12%</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	4,800,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	寄附額の12%	円		
執行見込総額	4,800,000円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
寄附額の12%	円												

令和5年度 随意契約理由書

番号	26
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	北前キャンプ場草刈等業務委託
案 件 の 概 要	北前キャンプ場草刈等の業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市梅北町7213番地の2 [名 称] 岩本緑地
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>北前キャンプ場については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>リニューアルするキャンプサイトの当該エリアについては、既存の芝を利用する予定であったが、現在の芝及び雑草が想定以上に繁茂している状態では、日照不足等の影響や雑草の浸食程度で芝の再生が可能かどうか判別不明であり、芝の張替が必要な範囲を見極めるために急遽草刈等が必要となったものである。</p> <p>関之尾公園一帯は令和6年度にはリニューアルオープンを控えており、建築工事及び土木工事の工程を変更せずに、早急に草刈等の業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は当該エリアを含む同施設の草刈等業務の多くを担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通しているため、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上に理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月20日
契 約 金 額	1,188,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	27
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0986-23-7163 (直通)
契 約 案 件 名	一般職員IV研修業務委託
案 件 の 概 要	採用後8年を経過した職員を対象に、政策形成のプロセス及び科学的手法を習得し、個性的で創造的な政策立案能力を養成するために行う研修の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区芝大門1-1-32 御成門エクセレントビル 8階 [名 称] 日本ビジネスドック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本研修は、政策立案能力向上研修である。 研修は、講師及び内容により研修効果が左右される。本市の求める政策立案能力養成のための戦略推進能力、問題発見能力、創造改善能力を習得するためには、本市が独自に定める人材育成基本方針に沿った研修でなければならない。 この点、上記事業者の行う研修は、市の方針に沿った内容であり、また、民間企業や全国の地方公共団体での研修実績が豊富であり、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会において研修を行った実績がある。 このことから、上記事業者に業務委託することにより、本件の研修の目的に最も合致した履行が期待でき、研修の効果が発揮できると考えられる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和5年10月23日
契 約 金 額	794,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	28
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	事業用ゴーカート2人乗り、バッテリーカー
案 件 の 概 要	高城観音池公園において使用する事業用2人乗りゴーカート、バッテリーカーを購入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 埼玉県秩父市みどりが丘52 [名 称] ミゼッティ工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、高城観音池公園において、園内を回遊する遊具として事業用2人乗りゴーカート、バッテリーカー（以下、「ゴーカート等」という。）をそれぞれ1台購入するものである。</p> <p>同公園のゴーカート等については、利用頻度及び人気が高く、本年度のゴールデンウィークにおいては、最大1時間待ちの列ができるなど、台数が不足している状況にある。</p> <p>その中でも、ミゼッティ工業社製のゴーカート等は、他社と比べて座席とブレーキの間隔が短く、来園者の多数を占める小学生等、小柄な方でもブレーキに足が届き、安全に運転ができるため、稼働率が高い。また、助手席側のハンドルも稼働するため、同乗者も楽しめる仕様となっており、利用者より好評である。</p> <p>また、同公園における稼働中のゴーカート等については、ミゼッティ工業社製が8台、他社製が1台の計9台となっており、同事業者から購入することにより、既存の機器との一体的な調整及び管理点検が可能となるため、運用の効率化が図られ、また予算の削減にも貢献できる。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月25日
契 約 金 額	1, 7 2 5, 9 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	29
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 3 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	市内各公園遊具修繕
案 件 の 概 要	市内各公園の遊具修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東諸県郡国富町大字宮王丸677番地 [名 称] 株式会社日光製作所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本件は、昨年度の遊具点検の結果により、使用禁止している市内各公園の遊具の修繕を行うものである。当初、修繕は順次行っていく予定であったが、使用禁止による市民への影響が長期化することを防ぐため、急遽予算措置を行い9月議会において承認を得て、すべての修繕を年度内に行うこととなった。</p> <p>通常であれば、競争入札を行うべきところであるが、修繕に係る資材納期や作業期間を踏まえると、競争入札を行う時間的余裕がない。</p> <p>については競争入札に代え、当該4者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月25日
契 約 金 額	8, 4 1 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	30
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	観音さくらの里消防設備機器修繕
案 件 の 概 要	観音さくらの里の消防設備機器を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町5011番地 [名 称] 宮崎ラビットポンプ有限会社 都城営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>観音さくらの里に設置されている消防設備機器については、消防点検の結果、経年劣化による不備が指摘された。</p> <p>消防法令等に不適合な状態であり、万が一火災が発生した場合、設備が作動せず人命にかかわる危険性も懸念されるため、早急な修繕が必要である。</p> <p>その点、上記事業所は、観音さくらの里の消防設備機器の保守・点検を行っている事業者であるため、早急な対応が可能であり、また精確かつ確実な施工が望める。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、設備に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月27日
契 約 金 額	739,200円

令和5年度 随意契約理由書

番号	31
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 4 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度都城市中学生海外派遣事業委託
案 件 の 概 要	令和6年8月1日から8月7日まで、市内中学生20人及び引率者4人をオーストラリアに派遣するに当たり、派遣に伴う移動手段の手配、現地滞在における諸手続、派遣生徒への事前指導等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市蔵原町12街区3号 [名 称] 株式会社宮崎旅行サービス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和6年8月に実施する中学生海外派遣事業に際し、派遣に伴う移動手段の手配、現地滞在における諸手続、派遣生徒への事前指導等の業務を委託するものである。</p> <p>本業務委託については、有資格者名簿に履行可能な事業者が登載されていないため、競争入札に代え、見積書の提出による競争により相手方を決定することとし、市内で中学生海外派遣事業の実績のある2事業者及び市内旅行代理店1者に対して見積依頼を行った。</p> <p>1者が辞退し、2者の見積書の金額を比較した結果、上記事業者の見積額が低かったため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年10月30日
契 約 金 額	8, 1 6 6, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	32
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 8 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市農業振興地域基礎データ等更新業務委託
案 件 の 概 要	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度の運用に必要な基礎データ（土地利用計画図や基礎資料附図）の更新業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>農業振興地域制度の運用については、主に農振地域土地利用計画図や農振地域整備計画書基礎資料付図といった図面データ（以下、「図面データ」という。）を使用している。</p> <p>本業務は、図面データを整理した上で更新することを主な業務内容とするため、図面データを格納している地図情報システム（以下「AiMap」という。）を利用することが不可欠である。</p> <p>このため、AiMapを導入した上記事業者でなければ、適切かつ確実な業務の履行ができない。また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、業務履行後に不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月1日
契 約 金 額	990,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	33
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	楽天地域情報発信サービス業務委託
案 件 の 概 要	当市の対外的PR推進の目的として、都城市の地域情報発信を、ふるさと納税が最も盛んな楽天市場で特設ページを開設・運用する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 [名 称] 楽天グループ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は本市の対外的PRを目的として、楽天市場内に特設ページを開設し、地域情報を発信するものである。発信内容として、本市の地理的特徴、商業、観光、特産品などが挙げられるが、「商業」、「観光」、「ふるさと納税」といった3軸の多様な顧客情報を管理し、情報発信の周知運用できるのはポータルサイトでは楽天市場のみである。</p> <p>また、全国のふるさと納税市場でシェアNo1の楽天市場において、本市はその中でも権威のある楽天ショップオブザイヤーを4年連続受賞し、且つ令和4年度の楽天市場での受付件数は60万件以上と全国トップレベルであり、楽天市場の利用者（以降、楽天会員）と本市の親和性は高い状況にある。</p> <p>更に、楽天会員1億人以上の中から、効率的に観光や特産品に興味がある対象者を分析、抽出及び情報の周知をするためには、多様な顧客情報を管理運用している楽天市場のビッグデータの利用が不可欠である。</p> <p>なお、楽天市場内で地域情報を発信する特設ページを解説するためには、楽天市場が提供しているサービスしか手段がない状況である。</p> <p>以上の理由により、本業務が履行できるのは上記事業者しかいないため、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月1日
契 約 金 額	18,000,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	34
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	神柱公園木製コンビネーション遊具修繕
案 件 の 概 要	神柱公園の木製コンビネーション遊具修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東諸県郡国富町大字宮王丸6 7 7 番地 [名 称] 株式会社日光製作所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本件は、昨年度の遊具点検の結果により、使用禁止している神柱公園の木製コンビネーション遊具の修繕を行うものである。当初、部分的に修繕を行っていく予定であったが、使用禁止による市民への影響が長期化することを防ぐため、急遽予算措置を行い9月議会において承認を得て、すべての修繕を年度内に行うこととなった。</p> <p>通常であれば、競争入札を行うべきところであるが、修繕に係る資材納期や作業期間を踏まえると、競争入札を行う時間的余裕がない。</p> <p>については競争入札に代え、当該4者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月1日
契 約 金 額	12,540,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	35
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	工業系土地利用に係るあり方検討支援業務 (第3期)
案 件 の 概 要	工業系への土地利用転換が見込まれる用地について、土地利用計画等の基礎資料の作成及び関係機関との調整支援等を行うものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市中村東三丁目4番46号 [名 称] 日本工営都市空間株式会社 宮崎事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本業務は、企業立地等に必要不可欠な工業系への土地利用転換を見込み選定地での事業立案に向けた検討支援を行うものである。</p> <p>本市においては、都城志布志道路の開通等による地の利の向上も背景に、企業立地などの工業系の土地利用需要が高まっている。</p> <p>これも踏まえ、令和4年度には、市内全域を俯瞰的に捉え工業系の土地利用適地を探索するとともに、より具体的な土地利用計画を立案するため、本業務の基礎となる「工業系土地利用に係るあり方検討支援業務(第1期・第2期)」を実施している。</p> <p>立地企業のニーズに的確に応えるため、スピード感をもってより確実性の高い用地の選定、検討が求められているが、本業務はこれら業務の成果を用いて、開発に必要な諸条件の整理、関係機関調整等を円滑に完了させる必要がある。</p> <p>上記事業者は、令和4年度に実施した業務の受託者であり、各候補地における現地調査等を経験したことで、現場条件を適確に把握している。さらには、過去に完成した工業団地の設計業務も履行したことで、本業務に必要な関係機関との協議や資料作成等の知見を十分有しており、履行期間の短縮も見込まれ、結果として、早期の工業系用地の確保にも繋がる。</p> <p>以上の理由により、履行期間短縮、成果品質確保、事業費縮減等の観点から、本業務を有利に進められる唯一の事業者であるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月1日
契 約 金 額	11,990,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	36
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	営業力スキルアップセミナー開催等業務委託
案 件 の 概 要	都城市の農林畜産物を用いた商品の取扱のある市内事業者（農家、農業法人、商工事業者）を対象とした営業力スキルアップセミナー、商談会前個別指導及び個別商談会を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市旭一丁目6番25号 [名 称] K・Pクリエイションズ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は都城市の農林畜産物を用いた商品の取扱のある市内事業者（農家、農業法人、商工事業者）を対象とした営業力スキルアップセミナー（以下「セミナー」という。）を実施するとともに、商談会の成約率を向上させることを目的に個別指導を実施するものである。また、併せて首都圏に店舗を経営する百貨店、高級スーパー並びに食品専門店等のバイヤーとの商談会を開催するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、セミナー及び商談会が円滑に進行しなければ、商談会での商談成約に繋がらなくなる可能性もあることから、セミナー及び商談会を開催した実績を有していることが望ましい。</p> <p>また、セミナーや個別指導の開催日から商談会の開催日までの期間におけるきめ細やかなフォローアップが実施できることが求められるため、本県内に事業所を有していることが望ましい。</p> <p>上記事業者は、県内に事業所を有し、事前面談会及びスキルアップセミナーを実施した実績もある。</p> <p>以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月2日
契 約 金 額	2, 1 7 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	37
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市未来創造ステーション区画壁修繕
案 件 の 概 要	未来創造ステーションと市立図書館を繋ぐ防火構造物について、修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町8031番地2 [名 称] 丸宮建設株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、当該施設と未来創造ステーションを繋ぐ防火構造物について、運用の見直しも含め、シャッター式の防火構造物に更新するもので、既設されている扉式の防火構造物を撤去し、シャッター式の防火構造物を取付け、利便性の向上を図るものである。</p> <p>上記事業者は、既存設備の設置や施設全体の施工も行っているため、当該設備の構造や本業務の工程を十分把握できており、安全・円滑で適切な施工が期待できる。</p> <p>仮に、施工事業者以外の事業者が本業務を行った場合、時間的、経済的にも非効率となり、また、設備に不具合等が発生した際、不具合の原因が既設のものによるのか、今回の業務によるものか、責任の所在が不明確となる恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月6日
契 約 金 額	4, 477, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	38
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	市内各公園 (3工区) 複合遊具設置業務委託
案 件 の 概 要	上長飯第4児童公園・松之元街区公園・宮丸児童公園・今屋農村公園の遊具設置業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 広島県福山市御幸町中津原1787番地の1 [名 称] タカオ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件の発注に当たっては、関連業務等の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、市内各公園 (3工区) 複合遊具設置業務委託プロポーザル実施要領に基づき、指名型プロポーザルによる事業者の選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルにおいては、令和5年9月29日に4者を指名し、技術提案書の提出を通知した結果、3者から提出があった。その後、提出された技術提案書を基に、10月17日に選定委員会にてプレゼンテーション審査を実施した。</p> <p>プレゼンテーション審査では、基本評価、遊びの要素、維持管理、安全性に対する配慮、技術提案書の内容及びプレゼンテーション能力を評価項目とした技術審査及び価格評価を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月6日
契 約 金 額	19,525,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	39
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	市内各公園 (2工区) 複合遊具設置業務委託
案 件 の 概 要	祝吉第1児童公園・下水流児童公園・東第2児童公園の遊具設置業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 広島県福山市御幸町中津原1787番地の1 [名 称] タカオ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件の発注に当たっては、関連業務等の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、市内各公園 (2工区) 複合遊具設置業務委託プロポーザル実施要領に基づき、指名型プロポーザルによる事業者の選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルにおいては、令和5年9月29日に4者を指名し、技術提案書の提出を通知した結果、3者から提出があった。その後、提出された技術提案書を基に、10月17日に選定委員会にてプレゼンテーション審査を実施した。</p> <p>プレゼンテーション審査では、基本評価、遊びの要素、維持管理、安全性に対する配慮、技術提案書の内容及びプレゼンテーション能力を評価項目とした技術審査及び価格評価を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月6日
契 約 金 額	19,503,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	40
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	市内各公園（1工区）複合遊具設置業務委託
案 件 の 概 要	郡元3号街区公園・高木児童公園の遊具設置業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 広島県福山市御幸町中津原1787番地の1 [名 称] タカオ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件の発注に当たっては、関連業務等の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、市内各公園（1工区）複合遊具設置業務委託プロポーザル実施要領に基づき、指名型プロポーザルによる事業者の選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルにおいては、令和5年9月29日に4者を指名し、技術提案書の提出を通知した結果、3者から提出があった。その後、提出された技術提案書を基に、10月17日に選定委員会にてプレゼンテーション審査を実施した。</p> <p>プレゼンテーション審査では、基本評価、遊びの要素、維持管理、安全性に対する配慮、技術提案書の内容及びプレゼンテーション能力を評価項目とした技術審査及び価格評価を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月6日
契 約 金 額	19,481,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	41
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 山仁田地区現場管理技術業務委託 (2工区)
案 件 の 概 要	山仁田地区水路トンネル工事 (2工区) の現場管理技術業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大工三丁目155番地 [名 称] 株式会社国土開発コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件は、水路トンネル崩壊に伴う2工区工事の現場管理技術業務委託である。</p> <p>被災した水路の早期復旧を目指し、調査、測量及び設計を並行して進めていたが、地質調査の結果、地下水位が想定より高いことと、崩落による土砂の緩みがあることが判明した。水路トンネル工事が難航することが予想されるため、高度な専門知識と現場管理能力を持つ事業者、現場管理技術業務を委託するものである。</p> <p>上記事業者は、当水路復旧工事の調査業務を受託し、また下流の県営ため池等整備事業の計画及び管理業務も併せて行っており、当該地区周辺の地形も把握している。また、多くの水路トンネル工事の現場管理業務も担当するなど豊富な実績があり、事業の特性等にも精通している。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能で、前調査との複合的で多角的な検討が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月8日
契 約 金 額	837,100円

令和5年度 随意契約理由書

番号	42
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	ふるさと納税に関する業務委託契約		
案 件 の 概 要	産経新聞の朝刊新聞において、本市のふるさと納税の申込みを行うもの。		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市浪速区湊町2-1-57 [名 称] 株式会社産業経済新聞社		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>産経新聞は約100万部発行されており、主要5大全国紙の一つである。その産経新聞において、本市のふるさと納税返礼品を掲載し、寄附受付までを委託するものである。</p> <p>全国紙であるため、多くの寄附者に本市のふるさと納税返礼品をアピールでき、また寄附受付まで行うことができるサービスを提供するのは全国紙においては、産経新聞のみである。</p> <p>よって、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年11月8日		
契 約 金 額	執行見込総額 1, 1 0 0, 0 0 0 円		
	単価契約 寄付額の10%	単価	予定数量 合計

令和5年度 随意契約理由書

番号	43
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	資源ごみ金属圧縮機シリンダー取替修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザの資源ごみ金属圧縮機シリンダーの取替修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市淡路町二丁目5番11号 [名 称] 極東開発工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、選別されたスチール缶やアルミ缶を圧縮するための圧縮機シリンダーを取り替え、安全性の確保及び機能を維持するための修繕である。</p> <p>これらの機械設備は、上記事業者独自の設計仕様・構造に基づき施工された極めて特殊な機械設備であり、上記事業者以外の事業者がそれらを詳細に理解することは極めて困難である。</p> <p>仮に、他の事業者へ本修繕を依頼した場合、修繕に必要な部品の調達が困難であり、確実な業務の履行が期待できない。さらに、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復に支障が生じる可能性が高く、修繕後の措置についても上記事業者のメーカー保証を受けられない懸念がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月10日
契 約 金 額	4, 400, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	44
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直 通)
契 約 案 件 名	基幹水利施設管理事業 木之川内ダム除塵設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	木之川内ダムに据え付けてある除塵設備の保守点検を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市兵庫町瓦町1194-1 [名 称] 株式会社田中铁工所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該除塵施設は、木之川内ダム建設事業の主体であり、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し、導入したものである。</p> <p>平成23年度から都城市が国から委託を受け、木之川内ダムの管理を行っているが、本業務の履行に当たっては、専用設備を開発した上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検等を実施することができない。</p> <p>また、仮に他の事業者が本業務を履行し、設備に不具合が発生した場合は、責任の所在が不明瞭となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来すおそれもある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月10日
契 約 金 額	660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	45
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直 通)
契 約 案 件 名	消防指令施設等部品交換修繕
案 件 の 概 要	消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防情報支援システムの機能障害発生を防止するため、機器の部品交換を実施し、システム全体の安定稼動を図るもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市中央区天神2丁目13番7号 [名 称] 沖電気工業株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市が運用している消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防情報支援システム（以下「消防指令施設等」という。）は、自動出動指令装置、地図検索装置等を中心とする情報系機器を多数使用している。これらの機器は、119番通報から災害事案の処理まで、指令管制業務の全てに深く関わり、運用開始から24時間365日休止することなく稼動し続けているため、消耗の度合いも著しいものとなっている。</p> <p>消防指令施設等の長期的な安定稼動とシステム器材の経年劣化等による機能障害の発生を防止するため、定期的な部品の交換を実施していかなければならない。</p> <p>消防指令施設等は、上記事業者の設計仕様・構造に基づき製造されたもので、同事業者独自の部品も多数使用されている。また、消防指令施設等導入時の現場施工や保守点検業務についても同事業者が行っている。部品の交換に伴い、稼動している消防指令施設等の運用に支障が及ばないような適切かつ確実な施工が必要なことから、システム全体を把握している上記事業者でなければ効率的で安全な履行が期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が発生した時の責任の所在が不明確となり、確実な性能保証が得られないばかりか障害復旧の遅延も予想される。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月10日
契 約 金 額	1, 5 9 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	46
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)																
契 約 案 件 名	市政PR広報業務																
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知するものである。</p> <p>そのためには、本市で最多の発行部数を誇る宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的である。</p> <p>なお、宮崎日日新聞社への広告掲載については、上記事業者が同新聞社広告代理店となっている。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>各新聞社の市内販売部数（令和5年10月時点）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 宮崎日日新聞</td> <td style="width: 50%;">23, 112部</td> </tr> <tr> <td>2. 読売新聞</td> <td>4, 179部</td> </tr> <tr> <td>3. 朝日新聞</td> <td>2, 305部</td> </tr> <tr> <td>4. 毎日新聞</td> <td>2, 781部</td> </tr> </table>	1. 宮崎日日新聞	23, 112部	2. 読売新聞	4, 179部	3. 朝日新聞	2, 305部	4. 毎日新聞	2, 781部								
1. 宮崎日日新聞	23, 112部																
2. 読売新聞	4, 179部																
3. 朝日新聞	2, 305部																
4. 毎日新聞	2, 781部																
契 約 締 結 日	令和5年11月10日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1, 485, 000円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; text-align: left;">単価契約</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙面広告（黒1色）1段当たり 縦32mm×横385mm</td> <td style="text-align: right;">82500円</td> <td style="text-align: right;">18段</td> <td style="text-align: right;">1,485,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 485, 000円			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; text-align: left;">単価契約</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙面広告（黒1色）1段当たり 縦32mm×横385mm</td> <td style="text-align: right;">82500円</td> <td style="text-align: right;">18段</td> <td style="text-align: right;">1,485,000</td> </tr> </tbody> </table>				単価契約	単価	予定数量	合計	紙面広告（黒1色）1段当たり 縦32mm×横385mm	82500円	18段	1,485,000
執行見込総額	1, 485, 000円																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; text-align: left;">単価契約</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙面広告（黒1色）1段当たり 縦32mm×横385mm</td> <td style="text-align: right;">82500円</td> <td style="text-align: right;">18段</td> <td style="text-align: right;">1,485,000</td> </tr> </tbody> </table>				単価契約	単価	予定数量	合計	紙面広告（黒1色）1段当たり 縦32mm×横385mm	82500円	18段	1,485,000						
単価契約	単価	予定数量	合計														
紙面広告（黒1色）1段当たり 縦32mm×横385mm	82500円	18段	1,485,000														

令和5年度 随意契約理由書

番号	47
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市デジタル給付システム導入等業務委託
案 件 の 概 要	出産・子育て応援給付金及びミートツーリズム事業の給付について、電子クーポンでの給付を行うため、地域通貨プラットフォームアプリの構築を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮 崎 県 宮 崎 市 橋 通 東 4 - 7 - 2 8 [名 称] 株 式 会 社 J T B 宮 崎 支 店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、出産・子育て応援給付金及びミートツーリズム事業の給付について、地域通貨プラットフォームアプリを通して対象者に支給するものである。</p> <p>当該事業において、対象者の利便性を最優先し、全国規模で運営実績がある地域通貨プラットフォームアプリを採用することが必要である。また、電子クーポンは対面で申請受付を行い、即時、発行できるものとする必要がある。</p> <p>「regionPAY」は、宮崎県を含め、全国の26都府県で採用され、累計1,000万ダウンロードを達成するなど、実績も保証されている。また、他のアプリとは異なり、対象者のプライバシー保護の観点から、アプリの取得・利用にあたって提供する個人情報が必要最小限(氏名、住所、生年月日、メールアドレス)に留められている。</p> <p>以上の理由から株式会社ギフトパットが開発した「regionPAY」を利用することとし、この契約相手方は株式会社JTBに限定されることから、上記事業者と随意契約する。</p>
契 約 締 結 日	令 和 5 年 1 1 月 1 4 日
契 約 金 額	1 1 , 4 3 7 , 8 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	48
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直 通)
契 約 案 件 名	基幹水利施設管理事業 木之川内ダム 堤体挙動観測システム保守点検業務委託
案 件 の 概 要	木之川内ダムに設置されている堤体挙動観測システムの保守点検を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 熊本県熊本市南区良町五丁目16番7号 [名 称] 株式会社中央精機
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>木之川内ダムに設置されている堤体挙動観測システムについては、木之川内ダム建設の事業主体であり、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の機器類及びソフトウェアにより構成されたシステムを採用し、導入したものである。</p> <p>平成23年度から、都城市が国から委託を受け、木之川内ダムの管理を行っているが、本業務の履行にあたっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検を実施することができない。</p> <p>また、仮に他の事業者が本業務を履行し、設備に不具合が発生した場合、責任の所在が不明瞭となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来たす恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月14日
契 約 金 額	1, 7 0 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号 49

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	Web会議用ネットワーク整備業務委託
案 件 の 概 要	Web会議室設置のため、ネットワーク整備を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務はWeb会議室設置のため、現在整備されている庁内ネットワークの拡大を委託するものである。 現在整備されているネットワークは上記事業者が導入及び保守を実施しており、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの導入事業者と保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年11月16日
契 約 金 額	1, 4 7 4, 7 7 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	50
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直 通)
契 約 案 件 名	高崎総合公園漏水修繕
案 件 の 概 要	高崎総合公園の総合体育館からの配管（給水）の漏水について修繕するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町東霧島434番地1 [名 称] 有限会社山崎設備工業
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>高崎総合公園内で配管（給水）から漏水していることが判明した。早急に修繕を行う必要があり、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>高崎総合公園は、総合体育館から給水配管が各所に敷設してあるが、公園全体の配管の図面がないため漏水箇所の特定は容易ではない。</p> <p>上記事業者はこれまで、当該公園内の設備点検及び修繕を行っており、また、令和4年度には総合体育館へのポンプ修繕やその際の漏水調査等を実施するなど公園内の配管等を十分熟知している。</p> <p>以上の理由により、確実かつ早急な対応が可能な上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月20日
契 約 金 額	1, 234, 556円

令和5年度 随意契約理由書

番号	51
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (山田学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 8 6 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市山田学校給食センター 手洗い場自動水栓取替外修繕
案 件 の 概 要	山田学校給食センター手洗い場にある自動水栓3個のうち1個が故障。部品は生産中止となっており、残り2個もいつ壊れるかわからない状況である。また、温水器がついていないため保健所から数年にわたり指導を受けてる。今回自動水栓の取替と合わせ電気温水器の設置を行うものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市広原町9号11番地 [名 称] 株式会社エイワ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記案件について、令和5年11月9日に6者を指名し、競争入札の通知を行ったが、5者が辞退し入札が不調に終わった。 本来であれば再度入札を執行して業者選定を行うところであるが、自動水栓は稼働している2個もいつ故障してもおかしくない状況であり、寒い時期を迎えるまでに電気温水器も早急に設置する必要があるため、改めて競争入札に付する時間がないことから、入札参加業者のうち応札の意思を示した上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年11月20日
契 約 金 額	561,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	52
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 警防救急課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	LUKASUコンビツール修繕
案 件 の 概 要	都城市北消防署救助工作車に積載するLUKASUコンビツールの修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町912番地9 [名 称] 中村消防防災株式会社 都城営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市北消防署にて交通救助訓練中、救助工作車に積載している、LUKASUコンビツールが破損したものである。 LUKASUコンビツールは、救助工作車に常時積載し、都城市北消防署管内の火災、救助事案に対応する特殊器具であり、購入元である中村消防防災株式会社以外には修理依頼できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年11月21日
契 約 金 額	550,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	53
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市山田総合福祉センター浴場及び脱衣室暖房設備設置業務委託
案 件 の 概 要	都城市山田総合福祉センター浴場及び脱衣室暖房設備設置業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上水流町2482番地1 [名 称] 有限会社宮電
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>令和5年10月、都城市山田総合福祉センターに設置されている空冷式チラー設備（エアコンの一種）において不具合が確認され、用途とされている浴室暖房が使用できない状態となった。</p> <p>そこで、至急メーカーに点検を依頼したところ、本設備は設置から15年が経過しており、今回不具合が起きた箇所の部品交換を行っても、直ぐに別の箇所が故障する可能性が高いとの指摘があった。</p> <p>また、設備本体ごと取り替えると多額の費用がかかるため、対応策を協議した結果、湿気にも強く、安価で維持管理も容易であるパネル式暖房設備を設置することとなった。</p> <p>一方、デイサービスにおける要介護者の浴室利用数は、約300名/月と多い。加えて、これから冬を迎えるため、暖房設備が使用できないとなると高齢な利用者を命の危険に晒し、かつ、サービス低下にも繋がりがねないため、緊急に整備を行う必要がある。</p> <p>暖房設備の設置に要する期間を考慮すると、本案件は競争入札及び見積合せに付する時間的余裕がない。</p> <p>また、上記事業者はこれまでも本施設修繕等の請負実績があり、施設の状況も熟知している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月24日
契 約 金 額	3,693,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	54
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	木之川内ダム移動無線設備更新業務委託
案 件 の 概 要	木之川内ダム及び都城盆地土地改良区所管車両に設置されている無線機器類の更新業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 日本無線株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>木之川内ダム及び都城盆地土地改良区所管車両に設置されている無線機器類は、上記事業者が製造した基地局及び車載用無線機を導入し、運用を続けてきた。</p> <p>しかし、総務省が無線設備規則を改正し、旧規則に基づく無線設備（旧スプリアス規格による無線設備）が使用できなくなったことから、早急に新しい規格に対応した無線機器類に更新することが必要となった。</p> <p>本件は、無線機器類の更新を委託するものであり、上記事業者の開発した基地局及び車載用無線機により構成されていることから、他の事業者では適切かつ確実な機器類の更新を実施することができない。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月24日
契 約 金 額	1,540,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	55
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直 通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館展示ケース修繕
案 件 の 概 要	博物館施設（都城島津伝承館）の展示ケース内クロス張り替え及びケース扉開口部のゴムパッキン取替え修繕作業
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都江東区木場二丁目17番16号 ビサイド木場1階 [名 称] 株式会社ウチダテクノ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、博物館施設（都城島津伝承館）の展示ケース内クロス張り替え及びケース扉開口部のゴムパッキン取替え作業である。</p> <p>当館の展示ケースは、貴重な史料を安全に展示し、史料の材質等に応じた最適な温湿度環境を保持するための特殊な構造になっている。そのため、使用する材料及び施行方法が一般的な設備修繕とは異なり、博物館施設に適した素材を選定し、専門的知識・技術を有する業者によって行われる必要がある。</p> <p>この点、上記事業者は、当館開館時の展示ケースを含む設備設計の施工業者であり、既存展示ケースの性質に応じた適切な取扱いに精通している。また、施工の段階から、当該業者を交えて文化庁と協議・確認しながら施工していることから、本業務を最も適切かつ確実に履行できる。仮に、他の事業者へ修繕を依頼した場合、展示ケースに異常等が発生した際の原因究明と対応に遅れが生じ、史料の安全な展示に支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月24日
契 約 金 額	2, 200, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	56
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 納税管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 6 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度共通納税QRコード対応の税目拡大に係る滞納整理支援システム改修業務委託
案 件 の 概 要	地方税共通納税システム(eLTAX)税目拡大に伴い、市税の滞納管理を行う滞納整理支援システムの改修を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和6年4月から、住民税及び国民健康保険税を地方税共通納税システム(eLTAX)の対象税目とするため、現在稼働している滞納整理支援システムを改修する業務委託である。</p> <p>当該システムは、上記事業者が開発したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれがある。</p> <p>さらに、本業務の履行後にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月28日
契 約 金 額	1, 100, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	57
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 納税管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 6 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度共通納税QRコード対応の税目拡大に係る住民情報システム改修業務委託
案 件 の 概 要	地方税共通納税システム(eLTAX)税目拡大に伴い、市の住民情報基幹システムであるアクロシティ内の総合収納システムの改修を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 令和6年4月から、住民税及び国民健康保険税を地方税共通納税システム(eLTAX)の対象税目とするため、現在稼働している市の住民情報基幹システムであるアクロシティの収納部分を改修する業務委託である。 当該システムは、上記事業者が開発したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれがある。 さらに、本業務の履行後にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年11月28日
契 約 金 額	935,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	58
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)																										
契 約 案 件 名	学校用電子複写機保守管理及び消耗品等供給業務																										
案 件 の 概 要	学校用電子複写機の保守管理及び消耗品等の供給業務を行うもの（令和6年1月1日から令和10年12月31日までの長期継続契約）																										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市郡元町3325番地67 [名 称] 有限会社都城事務機																										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>電子複写機の調達においては、必然的に当該機器の保守契約が付随するため、仮に機器の調達のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならなくなるおそれがある。</p> <p>このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の代金及び5年間の保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が予定価格を下回り、かつ安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>																										
契 約 締 結 日	令和5年11月28日																										
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 0 7 2, 9 6 2 円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>都城市立上長飯小学校</td> <td style="text-align: center;">0.6 円</td> <td style="text-align: center;">488400 枚</td> <td style="text-align: right;">293, 040</td> </tr> <tr> <td>都城市立五十市小学校</td> <td style="text-align: center;">0.6 円</td> <td style="text-align: center;">330060 枚</td> <td style="text-align: right;">198, 036</td> </tr> <tr> <td>都城市立乙房小学校</td> <td style="text-align: center;">0.6 円</td> <td style="text-align: center;">247260 枚</td> <td style="text-align: right;">148, 356</td> </tr> <tr> <td>都城市立西中学校</td> <td style="text-align: center;">0.6 円</td> <td style="text-align: center;">560160 枚</td> <td style="text-align: right;">336, 096</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 0 7 2, 9 6 2 円			単価契約	単価	予定数量	合計	都城市立上長飯小学校	0.6 円	488400 枚	293, 040	都城市立五十市小学校	0.6 円	330060 枚	198, 036	都城市立乙房小学校	0.6 円	247260 枚	148, 356	都城市立西中学校	0.6 円	560160 枚	336, 096
執行見込総額	1, 0 7 2, 9 6 2 円																										
単価契約	単価	予定数量	合計																								
都城市立上長飯小学校	0.6 円	488400 枚	293, 040																								
都城市立五十市小学校	0.6 円	330060 枚	198, 036																								
都城市立乙房小学校	0.6 円	247260 枚	148, 356																								
都城市立西中学校	0.6 円	560160 枚	336, 096																								

令和5年度 随意契約理由書

番号	59
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	学校用電子複写機調達 (備品)
案 件 の 概 要	学校用電子複写機を4台調達するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市郡元町3325番地67 [名 称] 有限会社都城事務機
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>電子複写機の調達においては、必然的に当該機器の保守契約が付随するため、仮に機器の調達のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならなくなるおそれがある。</p> <p>このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の代金及び5年間の保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が予定価格を下回り、かつ安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年11月28日
契 約 金 額	743,160円

令和5年度 随意契約理由書

番号	60
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金に係る事務処理等業務委託
案 件 の 概 要	低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金に係る業務委託を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 [名 称] キャリアリンク株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金事務に係る業務である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、適切かつ確実な業務を行うことはもとより、迅速な対応を行うことが必要である。予定価格が1,000万円を超え、本来は入札により契約相手方を決定すべきであるが、国で11月10日に閣議決定され、年内に支給を行うため、早期に事務に着手する必要がある（国では11月27日の週の可決案件であり、都城市では11月29日の先議案件）。そのため、競争入札に代え、見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月1日
契 約 金 額	9,598,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	61
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)														
契 約 案 件 名	低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金に係る口座振込事務取扱契約														
案 件 の 概 要	低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金の口座振込事務取扱業務を委託するも														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通東4丁目3番5号 [名 称] 株式会社 宮崎銀行														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金を支給するため、口座振込の事務を委託するものである。</p> <p>上記事業者は、本市の指定金融機関であり、公金の支払事務を取り扱える唯一の金融機関である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年12月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2, 6 3 4, 5 0 0 円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>口座振込事務手数料</td> <td style="text-align: center;">110 円</td> <td style="text-align: center;">23950 円</td> <td style="text-align: right;">2, 634, 500</td> </tr> </table>			執行見込総額	2, 6 3 4, 5 0 0 円			単価契約	単価	予定数量	合計	口座振込事務手数料	110 円	23950 円	2, 634, 500
執行見込総額	2, 6 3 4, 5 0 0 円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
口座振込事務手数料	110 円	23950 円	2, 634, 500												

令和5年度 随意契約理由書

番号	62
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金を対象者へ遺漏なく速やかに給付するためにシステムを改修するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金を対象者へ給付するにあたり、本市の基幹系システムであるAcrocity（以下「基幹系システム」という。）の改修業務を委託するものである。</p> <p>本業務の支給対象世帯は、基準日（令和5年12月1日）時点の住民基本台帳上の世帯において、令和5年度の住民税が非課税であり、当該世帯の全員が住民税を課税されている者に扶養されていない世帯である。また、基準日の住民票上の世帯は異動日で確認すること、住民税においては、修正申告により非課税となった世帯も対象とすることなど、細やかな制度設計がなされており、市民の申告等により、対象世帯が変化する場合があります、基幹系システムとの連動が必要不可欠である。</p> <p>基幹系システムは、上記事業者が導入したものであることから、本システムの改修については、同事業者でなければ適切かつ確実な履行が期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月1日
契 約 金 額	1, 5 9 8, 3 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	63
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)																		
契 約 案 件 名	乳がん検診 (集 団 方 式) 業 務 委 託																		
案 件 の 概 要	都城市内に住所のある40歳以上の、和暦で奇数年生まれの者に対する、巡回による乳がん検診業務を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮 崎 市 丸 山 2 丁 目 1 1 2 番 地 1 [名 称] 医 療 法 人 宮 崎 博 愛 会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、がんの早期発見及び早期治療のため、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施する乳がん検診業務（以下、「検診業務」という。）を委託するものである。</p> <p>本業務は、医療関係機関でなければ履行できないものであるが、本業務の履行可能な事業者は本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない。</p> <p>そのため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年12月1日																		
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">10,307,940円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>受診者負担金なしの場合</td> <td>8,305円</td> <td>400件</td> <td>3,322,000</td> </tr> <tr> <td>受診者負担金ありの場合</td> <td>6,305円</td> <td>1,108件</td> <td>6,985,940</td> </tr> </table>			執行見込総額	10,307,940円			単価契約	単価	予定数量	合計	受診者負担金なしの場合	8,305円	400件	3,322,000	受診者負担金ありの場合	6,305円	1,108件	6,985,940
執行見込総額	10,307,940円																		
単価契約	単価	予定数量	合計																
受診者負担金なしの場合	8,305円	400件	3,322,000																
受診者負担金ありの場合	6,305円	1,108件	6,985,940																

令和5年度 随意契約理由書

番号 64

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)		
契 約 案 件 名	子宮頸がん検診 (集 団 方 式) 業 務 委 託		
案 件 の 概 要	都 城 市 内 に 住 所 の あ る 20 歳 以 上 の 、 和 暦 で 奇 数 年 生 ま れ の 者 に 対 す る 、 巡 回 に よ る 子 宮 頸 が ん 検 診 業 務 を 委 託 す る も の		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮 崎 市 霧 島 1 丁 目 1 番 地 2 [名 称] 公 益 財 団 法 人 宮 崎 県 健 康 づ く り 協 会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、がんの早期発見及び早期治療のため、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施する子宮頸がん検診業務（以下、「検診業務」という。）を委託するものである。</p> <p>本業務は、医療関係機関でなければ履行できないものであるが、本業務の履行可能な事業者は本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない。</p> <p>そのため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令 和 5 年 1 2 月 1 日		
契 約 金 額	執行見込総額	3, 0 8 3, 9 6 2 円	
	単価契約	単価	予定数量
	受診者負担金なしの場合	5, 243 円	146 件
	受診者負担金ありの場合	3, 943 円	588 件
			合計
			765, 478
			2, 318, 484

令和5年度 随意契約理由書

番号	65
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																
契 約 案 件 名	胃がん検診 (集団方式) 業務委託																
案 件 の 概 要	40歳以上の市民を対象に胃がん検診事業を実施する業務を委託するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目1番地2 [名 称] 公益財団法人宮崎県健康づくり協会																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、がんの早期発見及び早期治療のため、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施する胃がん検診業務（以下、「検診業務」という。）を委託するものである。</p> <p>本業務は、医療関係機関でなければ履行できないものであるが、本業務の履行可能な事業者は本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない。</p> <p>そのため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和5年12月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 2px;">1, 7 1 7, 2 5 1 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">単価契約</td> <td style="padding: 2px;">単価</td> <td style="padding: 2px;">予定数量</td> <td style="padding: 2px;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受診者負担金なしの場合</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5,799 円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">130 件</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">753,870</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受診者負担金ありの場合</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">4,399 円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">219 件</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">963,381</td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 7 1 7, 2 5 1 円			単価契約	単価	予定数量	合計	受診者負担金なしの場合	5,799 円	130 件	753,870	受診者負担金ありの場合	4,399 円	219 件	963,381
執行見込総額	1, 7 1 7, 2 5 1 円																
単価契約	単価	予定数量	合計														
受診者負担金なしの場合	5,799 円	130 件	753,870														
受診者負担金ありの場合	4,399 円	219 件	963,381														

令和5年度 随意契約理由書

番号	66
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 4 3 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	コロナワクチン保管用フリーザー点検業務委託
案 件 の 概 要	コロナワクチン保管用フリーザーの点検業務（メーカー定期点検）を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都目黒区八雲1丁目6-5 [名 称] 株式会社E B A C
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市で使用しているフリーザーについては、メーカーが年1回の定期点検を推奨している。</p> <p>フリーザーの点検業務に当たっては、ワクチンの品質保持のためフリーザー内部を適正温度に保ち続ける必要があり、機器の専門的知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。そのため、当該フリーザーを製造した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できない。また、本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、ワクチン接種業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月4日
契 約 金 額	631,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	67
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	県単かん排 第4号 吉行地区水路布設工事
案 件 の 概 要	県単かん排 第4号 吉行地区水路布設工事
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上水流町1199番地イ [名 称] 有限会社二三建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>令和5年11月17日に指名競争入札を行ったが、全社辞退し、入札不調となった。</p> <p>本来であれば再度指名審査会に諮り、改めて入札を行うところであるが、本工事の標準工期が確保できないため、再度指名競争入札に付する猶予がない。</p> <p>そのため、指名競争入札に代え、当該3社での見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月4日
契 約 金 額	2,420,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	68
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	2024 J リーグキャンプグラウンド管理業務委託
案 件 の 概 要	J リーグキャンプ受入れに伴い、グラウンド管理業務を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町石山4 1 9 5 番地 [名 称] 都城ぼんち地域振興株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市内で実施される J リーグキャンプの練習会場となるグラウンド（高城運動公園多目的広場）の芝を、 J リーグチームが求める状態に管理することにより、キャンプが円滑に実施されることを目的とする。</p> <p>当該業務は、高い水準であるプロ仕様の管理が求められ、プロキャンプ受入れに伴うグラウンド管理業務実績があることが求められる。また、受入れチームからの要望等にも対応する必要があり、チームと関係性が構築されていることが望ましい。</p> <p>上記事業者は、以前より同公園にて、グラウンド管理業務を受託しており、高い水準での施工ができる。また、チームとも関係性構築がされているため、円滑な業務履行が望める。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うもの。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月4日
契 約 金 額	704,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 69

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電話 番 号] 0986-23-7163 (直通)
契 約 案 件 名	一般職員Ⅱ研修 (説明力向上・プレゼンテーション) 業務委託
案 件 の 概 要	組織における中堅の職員として必要な基本的知識や態度の習得、問題解決能力及び説得交渉能力を養うとともに、組織の一員として職務を遂行する心構えを育成することを目的として行う研修の業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋堀留町1-10-16 第8センター プラザ7階 [名 称] 株式会社話し方研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 研修の履行に当たっては、講師、研修内容により研修効果が大きく左右されるため、豊富な経験とノウハウを持っている講師が望ましい。 この点、上記契約相手方は、全国の地方公共団体での研修実績が豊富である。自治大学校や外務省などでの実績もある。また、専門分野が「説明力向上・プレゼンテーション」に限らずディベート能力やリーダーシップなどの分野も手掛けており、人材育成として幅広い知識を有しているため、本研修を委託することで将来の部下指導・育成などのモチベーションにおいて波及効果が見込める。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年12月6日
契 約 金 額	614,660円

令和5年度 随意契約理由書

番号	70
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 保育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市公立保育所等園庭遊具修繕
案 件 の 概 要	市内公立保育所等に設置している6基の遊具について修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮 崎 県 東 諸 県 郡 国 富 町 大 字 宮 王 丸 6 7 7 [名 称] 株 式 会 社 日 光 製 作 所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、遊具の構造や強度等を熟知しており、修繕後は遊具の点検基準を満たしている必要があるため、点検基準についても知識を有している事業者でなければ確実な修繕が行えない。</p> <p>上記事業者は、国の安全基準に基づく点検業務や修繕に求められる資格者が在籍する県内唯一の事業者である。また、本年度に実施した遊具の点検業務を行った事業者でもあり、該当遊具の状態を詳細に把握しているため、本修繕への適切かつ早急な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月6日
契 約 金 額	680,900円

令和5年度 随意契約理由書

番号	71
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	木之川内ダム 下堤橋水位局電源装置修繕
案 件 の 概 要	下堤橋に据え付けてある水位局を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 日本無線株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該水位局は、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入したものである。</p> <p>このため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な業務を実施することができない。</p> <p>また、仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合は、責任の所在が不明瞭となるばかりでなく、ダム及び頭首工の施設管理に支障を来すおそれもある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月6日
契 約 金 額	814,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	72
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	県単かん排 第2号 北下里地区水路改修工事
案 件 の 概 要	県単かん排 第2号 北下里地区水路改修工事を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市平塚町2883番地4 [名 称] 有限会社平塚綜合開発
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>令和5年10月20日及び令和5年11月7日に指名競争入札を行ったが、いずれも全者辞退し、入札不調となった。</p> <p>本来であれば再度指名審査会に諮り、改めて入札を行うところであるが、本工事の標準工期が確保できないため、早急に入札を行う必要があることから、再度競争入札に付する猶予がない。</p> <p>そのため、指名競争入札に代え、当該3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月6日
契 約 金 額	2,090,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	73
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)
契 約 案 件 名	物産振興拠点施設整備事業 思いやり駐車場の段差解消等業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、今年度4月にリニューアルオープンした「道の駅」都城において、思いやり駐車場等建築外構部の段差解消や天井のカビ発生部への塗装、輻射パネル結露水対策等の複数の業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市上長飯町5 4 2 7 番地 1 [名 称] 大淀開発株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>今年度リニューアルオープンした「道の駅」都城（以下「道の駅」という。）において、思いやり駐車場周辺の建築外構部の段差解消並びに天井のカビ発生箇所への塗装、輻射パネル結露水対策、階段ノンスリップシート設置、イベント広場鳩よけ対策、イベント広場雨除け仮設テントの撤去及び復旧作業及びエアカーテン取付けに伴う風除室天井リブ撤去復旧作業といった業務を委託するものである。</p> <p>本業務は、当該施設に関係する複数の業務を実施するものとなっており、施設の構造や材料を十分に把握し、構造等にあった適切な業務の実施が必要である。</p> <p>その点上記事業者は、本施設の建築主体工事の受注者であり、一貫して整備を行った実績を有することから、施設全体の構造を把握しており、適切かつ円滑に実施することが期待できる。</p> <p>また、エアカーテン取付けに伴う風除室天井リブ撤去復旧作業は、空調設備設置業務や電気設備設置業務の受注者と緻密に連携し作業を実施する必要があるが、上記事業者は、これらの他の業務受注者とともに、道の駅のリニューアル整備において、工程会議や現場での連携を行いながら、整備を行った実績を有することから、他事業者との綿密に連携を図り、確実な業務の遂行が期待できる。</p> <p>更に、先述するとおり業務は複数の分野に渡り、かつ業務量も多数になる。一方で、履行期間内に完遂できるのは、上記事業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月8日
契 約 金 額	1, 7 9 3, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	74
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)
契 約 案 件 名	物産振興拠点施設整備事業 ポストコーン設置等業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、本年11月にグランドオープンした「道の駅」都城NiQLL駐車場にポストコーン及び減速用ハンプを設置する業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市大王町32号12番地1 [名 称] 東和建设工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本年11月にグランドオープンした「道の駅」都城NiQLL（以下「道の駅」という。）の駐車場には、安全性の確保のため、車道と歩道の境界に縁石を設置している。その縁石への来場者の運転車両の乗上げが発生しているため、乗上げ防止のためポストコーンの設置を行うものである。</p> <p>また、施設南側の車道を通行する車両の減速や注意喚起を目的に、車道に減速用ハンプを設置するもの。</p> <p>本業務の実施に当たっては、施設整備の仕様や現場状況を十分に把握し、実施する必要がある。</p> <p>その点上記事業者は、10月末までに当該駐車場の整備を行った受注者であり、一貫して施設整備に携わった実績を有することから、施設全体の構造や利用の現況を最も把握している。</p> <p>このような状況であることから、上記事業者が実施した場合、測量や現場調査を省略することが可能であり、最も円滑にかつ適切に実施することができる。</p> <p>さらに、上記事業者が実施することで、短期間での履行完了や経費削減に繋がることから、上記事業者が実施することが好ましい。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月8日
契 約 金 額	1, 300, 640円

令和5年度 随意契約理由書

番号	75
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	物産振興拠点施設整備事業 エアカーテン機器設置等業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、今年4月にリニューアルオープンした「道の駅」都城において、エアカーテン機器設置や多目的室等の空調機器の結露防止対策等の業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市都北町1656番地2 [名 称] 株式会社アクエアー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本年4月にリニューアルオープンした「道の駅」都城（以下、「道の駅」という。）において、道の駅の西側及び南側の風除室へのエアカーテン機器の設置や多目的室並びにキッチンスタジオの空調機器の結露防止対策等業務を委託するもの。</p> <p>本業務は、当該施設の構造や設備を十分に把握し、構造等にあった適切な業務の実施が必要である。</p> <p>その点上記事業者は、本施設の空調設備工事の受注者であり、一貫して整備を行った実績を有することから、施設の細部に渡り状況を把握しており、適切かつ円滑に実施することが期待できる。</p> <p>また、エアカーテンの取付け業務は、風除室天井リブ撤去復旧作業及びエアカーテン用の電源設置業務の受注者と緻密に連携し作業を実施する必要があるが、上記事業者は、他の業務受注者とともに、道の駅の建設工事において、工程会議や現場での連携を行いながら、整備を行った実績を有することから、他事業者との工程調整を着実に進め、そして、確実な業務の完遂が期待できる。</p> <p>先述のとおり業務は複数に渡り、さらに、履行期間が限られることから、上記事業者が業務を実施することが好ましい。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月8日
契 約 金 額	1,095,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	76
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	物産振興拠点施設整備事業 バス停増築設計業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、今年度4月にリニューアルオープンした「道の駅」都城NiQLLのバス停を増築するための設計業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市鶴島1丁目5番28号 [名 称] 株式会社岩切設計
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本年4月に暫定オープンした「道の駅」都城NiQLL（以下「道の駅」という。）については、その後、外構工事や道路改良工事が完了し、11月から宮崎交通の路線バスが敷地内の乗入を実施した。当該路線バスの利用者からバス乗降時の雨水吹込み対策を実施してほしい旨の要望があり、急遽、バス停の雨水吹込み対策としての増築をするための設計（意匠、構造及び積算等）業務を委託するものである。</p> <p>バス停の増築の設計業務から増築工事の実施までを、本年度中に完了することを予定しており、本業務の履行期間は短期間である。また、本業務の実施に当たっては、道の駅の施設構造、現地の状況を十分に把握した上で、設計業務を実施する必要がある。</p> <p>その点上記事業者は、道の駅の基本設計並びに実施設計業務及び建築工事監理業務の受注者であり、一貫して施設整備に携わった実績を有することから、施設全体の構造や現況を把握しており、さらには、現況調査や法令関係の確認を省略することが可能であり、最も円滑にかつ適切に実施することができる。</p> <p>上記事業者が実施することで、現況調査及び法令関係の確認を省力化できることは、短い履行期間の中での履行完了及び経費削減に繋がることから、上記事業者が実施することが好ましい。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月11日
契 約 金 額	1, 5 0 7, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	77
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園野球場内野グラウンド・サブグラウンド整備業務委託
案 件 の 概 要	読売巨人軍ファームキャンプ及びプロ野球自主トレ実施に伴い、高城運動公園野球場グラウンド整備業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市吉村町下藪甲4353-5 [名 称] 有限会社ボールパークドットコム
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>読売巨人軍ファームキャンプ及びプロ野球松原選手を中心としたチームの自主トレーニングが高城運動公園野球場で実施することが決まり、野球場内野グラウンド整備を実施するものである。</p> <p>本業務履行にあたっては、プロ野球選手が安全・安心にプレーできる環境を整えるために、内野グラウンド、ピッチャーマウンド・バッターボックス等を最高の状態で提供する技術が必要となる。</p> <p>上記事業者は、本市の会場である高城運動公園のプロ仕様に伴うグラウンド管理を毎年実施しており、本野球場の構造及びグラウンド管理方法に熟知している。</p> <p>また、ソフトバンクのキャンプ地「アイビースタジアム」とオリックスバファローズのキャンプ地「SOKKENスタジアム」での春季キャンプ及びフェニックス・リーグでの業務受入実績も十分である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な実施が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月11日
契 約 金 額	2,655,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	78
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場内野グラウンド整備業務委託
案 件 の 概 要	プロ野球自主トレ実施に伴い、都城運動公園野球場グラウンド整備業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市吉村町下藪甲4353-5 [名 称] 有限会社ボールパークドットコム
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>プロ野球中日ドラゴンズ柳投手を中心としたチームが都城運動公園野球場で自主トレーニングを実施することが決まり、野球場内野グラウンド整備を実施するものである。</p> <p>本業務履行にあたっては、プロ野球選手が安全・安心にプレーできる環境を整えるために、内野グラウンド、ピッチャーマウンド・ブルペン等を最高の状態で提供する技術が必要となる。</p> <p>上記事業者は、本市の会場である都城運動公園のグラウンド管理を日頃より担っており、本野球場の構造及びグラウンド管理方法に熟知している。</p> <p>また、ソフトバンクのキャンプ地「アイビースタジアム」とオリックスバファローズのキャンプ地「SOKKENスタジアム」での春季キャンプ及びフェニックス・リーグでの業務受入実績も十分である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な実施が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月11日
契 約 金 額	750,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	79
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	富吉小学校及び乙房小学校プール濾過装置修繕
案 件 の 概 要	都城市教育委員会が管理する小学校のプール濾過装置を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高洲町25番地12 [名 称] 日米ケミック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>富吉小学校及び乙房小学校のプール濾過機の維持管理は上記事業者に委託しており、使用開始前及び使用終了後の点検を実施している。富吉小学校及び乙房小学校の濾過機は、上記事業者の点検によりポンプの破損が確認され、修繕の必要があると提言された。</p> <p>本修繕は施工期間が長く、学校のプール授業開始に修繕完了を間に合わせる必要があるため、早急に対応しなければならない。</p> <p>上記事業者は、維持管理に伴う点検や破損箇所の調査等行い復旧方法等の検討を行うなど、状況の把握ができており、早急で的確な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月14日
契 約 金 額	1, 5 4 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	80
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	物産振興拠点施設整備事業 キッチンスタジオ回路増設等業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、本年4月にリニューアルオープンした「道の駅」都城において、キッチンスタジオの電源回路の増設やエアカーテン設置に伴う電源設置等の業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市年見町15-1 [名 称] 株式会社九電工 都城営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本年4月にリニューアルオープンした「道の駅」都城NiQLL（以下、「道の駅」という。）において、キッチンスタジオの生徒用調理台や電子レンジ設置場所の電源回路を増設する業務やエアカーテン設置に伴い必要となった電源を設置する業務を委託するもの。</p> <p>上記事業者は、本施設の電気工事の受注者であり、一貫して整備を行った実績を有することから、施設の構造など細部に渡り状況を把握しており、適切かつ円滑に実施することが期待できる。</p> <p>履行期間に期限がある中、他の業者との連携が必要になることや業務量が多数になるため、期間内に適切な業務の実施ができるのは、上記事業者に限られる。</p> <p>また、エアカーテン取付けに伴う電源設備の設置は、空調設備設置業務や風除室天井リブ撤去復旧作業の受注者と緻密に連携し作業を実施する必要があるが、上記事業者は、これら他の業務受注者とともに、道の駅のリニューアル整備において、工程会議や現場業務での連携を行いながら、整備を実施した実績を有することから、同様に、工程の調整を行いながらの確実な業務の完遂が期待できるものである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月15日
契 約 金 額	589,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	81
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直 通)
契 約 案 件 名	収蔵作品展美術作品撤去等業務委託③
案 件 の 概 要	収蔵作品展「絵を装う」(会期: 令和6年1月5日から2月25日まで) および3月期収蔵作品展における作品の展示および撤去作業の業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目6番18号NMビル9階 [名 称] 日本通運株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立美術館で開催される収蔵作品展の作品展示及び撤去を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、美術作品の取扱いに熟練した専門的職員を有していることが必要である。</p> <p>しかし、これらの要件を満たす事業者は、九州管内において2者のみとなっており、都城市の競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は1者しかいない。</p> <p>そこで、受注事業者については、競争入札に代え、当該2者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月15日
契 約 金 額	524,787円

令和5年度 随意契約理由書

番号	82
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市未来創造ステーションICゲート設置業務委託
案 件 の 概 要	未来創造ステーションと市立図書館を繋ぐ防火構造物の修繕に伴い、ICゲートを増設するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市錦町1番10号 [名 称] 富士通 J a p a n 株式会社 九州南部公共ビジネス部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、未来創造ステーションと市立図書館を繋ぐ防火構造物について、運用の見直しも含めた修繕を実施することに伴い、ICゲートの増設をするものである。</p> <p>ICゲートを増設することにより、未来創造ステーションと市立図書館を往来できるようにし、利便性を向上させると共に人の移動をカウントし、また、図書盗難防止を図る。</p> <p>増設に際しては、既存のシステムと互換性を持たせるため、既存で設置しているものと同仕様のゲートを設置する必要がある。</p> <p>上記事業者は、既存ゲートの設計、設置や保守点検を行っている為、安全・円滑で適切な施工が期待できる。</p> <p>仮に、他の事業者が本業務を行った場合、ゲートの設計から着手することになり、時間的、経済的にも非効率となる。また、システムの互換性、共有化の点においても性能保証が得られないため、導入後、不具合等が発生した際、不具合の原因が既設のものによるのか、今回の業務によるものか、責任の所在が不明確となるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月18日
契 約 金 額	5, 6 7 6, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	83
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	観音池公園コンビネーション遊具修繕
案 件 の 概 要	観音池公園のコンビネーション遊具を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東諸県郡国富町大字宮王丸6 7 7 番地 [名 称] 株式会社日光製作所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、観音池公園のコンビネーション遊具の修繕を行うものである。</p> <p>当該遊具は、本年7月から10月にかけて点検を行い、その結果10月31日に、経年劣化による破損等が発生しており危険であるとの報告を受けたため、使用中止としている。またその後の11月にも別の遊具が破損により追加で使用禁止となっている。</p> <p>当該公園は市民の憩いの場で多くの来場者があり、使用中止としているコンビネーション遊具は子供たちに特に人気が高い。そのため使用中止の期間が長期化すると市民への影響が大きく、さらなる危険の除去及び市民サービスの低下を防ぐためにも早急な修繕が必要である。</p> <p>本案件は、年度内の履行に必要な期間を考慮すると、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>上記事業者は、本年度のみならず昨年度以前も当該施設の遊具点検を実施している事業者であり、現場を熟知している。また、上記事業所は、公園施設遊具製造の専門業者であり、利用者の安全性が確保できる施工が望め、早急な対応が可能であり、年度内に施工が可能であるとの回答を得ている。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月18日
契 約 金 額	2, 4 7 1, 7 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	84
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園仮設屋外ブルペン4人立設置業務委託
案 件 の 概 要	読売巨人軍ファームキャンプ受入れに伴い、仮設ブルペンを設置するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字瓜生野2148番地2 [名 称] 株式会社スポーツ施設研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和6年2月に読売巨人軍ファームキャンプを高城運動公園で受入れるに当たり、キャンプで使用する施設の迅速な整備が必要である。</p> <p>当該公園には、ブルペン機能が無く、キャンプ受入れに際し、ブルペン設置は必須条件となり、仮設で設置する必要がある。</p> <p>ブルペン設置業務は、勾配等の規格について、専門性の高い技術が必要であり、プロ野球チームが利用するブルペンは、チームの要望等を加味した更に精度の高い施工が望まれる。</p> <p>上記事業者は長年宮崎市で同チームキャンプにおけるブルペン設置業務を受託している専門業者であり、チーム要望等を円滑に施工に反映することができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な実務が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月18日
契 約 金 額	4,387,900円

令和5年度 随意契約理由書

番号	85
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直 通)
契 約 案 件 名	鷹尾都原線道路改良工事及び早鈴岳下通線交差点改良工事建設資材価格特別調査業務委託
案 件 の 概 要	特殊建設資材の市場価格調査業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目8番6号 [名 称] 太洋エンジニアリング株式会社 福岡支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、鷹尾都原線道路改良工事及び早鈴岳下通線交差点改良工事建設資材価格特別調査業務である。</p> <p>本業務は、特殊建設資材の市場価格を調査するものであり、適切に履行するためには、同業務の実績があり精通している必要がある。しかし、本業務を履行可能な事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に1社しか登録されていないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月19日
契 約 金 額	572,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	86
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度自治体情報システム標準化に係るデータクレンジング業務委託
案 件 の 概 要	本委託業務は、国が進める自治体情報システムの標準化に対応するため、市が使用している基幹システム（以下「市システム」という。）のデータの中から、異常値や重複データ等を修正・除去等を行い、データ移行を行う業務である
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市システムは、上記事業者が導入及び設定を行ったものであり、本委託業務の実施に当たっては、市システムに関する専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、まず市システムの調査から行うこととなり、期間内に委託業務を終了することが困難となる可能性が高く、また、調査により市システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれもあり、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、市システムの導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年12月20日
契 約 金 額	3, 1 0 7, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	87
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	窓口DXSaaS利用に係る基幹系業務システム等連携構築業務委託
案 件 の 概 要	窓口業務支援システム（窓口DXSaaS）導入に伴い、基幹系業務システム及び総合福祉システムから連携データを吐き出す機能を構築する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件は、窓口業務支援システム（窓口DXSaaS）の導入に当たり、基幹系システムにデータ連携ファイルの吐き出し機能を追加するため、システムを改修するものです。</p> <p>基幹系業務システム及び総合福祉システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月20日
契 約 金 額	8, 2 5 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	88
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	ガバメントクラウド接続に係る庁内ネットワーク設定変更業務委託
案 件 の 概 要	窓口DXSaaSを利用するため、ガバメントクラウドへの接続ができるよう 庁内ネットワークの設定変更業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に構築される 窓口DXSaaSを利用するため、庁内ネットワークとガバメントクラウドを 接続するための庁内ネットワークの設定変更をするものである。</p> <p>現在整備されている庁内ネットワークは、上記事業者が導入及び設定 を実施したものであり、同事業者は、今回の委託業務を確実に履行する ことが可能な唯一の事業者である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、新たな費用の発生や機器連 携障害等の可能性、さらに障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務 に支障が出るおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な 対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月20日
契 約 金 額	1,045,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	89
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	関之尾公園広葉樹植樹等業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園内における広葉樹の植樹等に関する業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都島町155番地3 [名 称] 都城造園協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、関之尾公園リニューアル事業における観光交流拠点施設（以下、「拠点施設」という。）となる緑の村の河川対岸に広葉樹の植樹等を行う業務である。</p> <p>本業務においては、関之尾公園は県立自然公園内にあるため、自然景観を損なわず周辺に自生している樹木と同様の樹種を植樹することが条件であり、地域の植生や風致景観の形成などの専門的項目等に対する十分な知識や実績も必要である。</p> <p>また、植樹後の広葉樹の鑑賞をより効果的なものとするため、支障となる既存樹木の適宜剪定を行う必要があり、高木の剪定や枝抜き等の専門的な技術や実績も必要である。</p> <p>市内において、本業務に必要な樹木医や、不整地・狭所での高木伐採が可能な事業者等が存するが、各作業に最適な事業者をまとめ本業務を遂行するには、それらの事業者の協同組合であり、地域の自然公園の植生に精通し、造園に関する幅広い知識や専門技術を有している上記事業者により一本化することが最善である。</p> <p>また同時に、上記事業者により一本化することで、工期及び費用面での負担軽減も期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月20日
契 約 金 額	6, 1 0 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	90
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直 通)
契 約 案 件 名	プロスポーツ受入準備及びキャンプ運営業務委託
案 件 の 概 要	1月からはじまるプロスポーツキャンプの受入準備、当日の運営、イベント等を業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 一般社団法人都城市スポーツコミッション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>プロスポーツのキャンプやプロ選手による自主トレについては、市内の体育施設において、例年1月頃から2月頃にかけて実施されており、昨年度は1月にプロ野球選手の自主トレ、2月にプロ野球チーム及びプロサッカーチームのキャンプが実施された。</p> <p>上記事業者は、昨年度実施された自主トレ及びプロチームのキャンプ準備及び運営について、市と連携し業務を実施した。また、今年度は自主トレを実施する都城運動公園の指定管理業務を受託している。</p> <p>本業務実施にあたっては、過去の自主トレやプロチームのキャンプの準備・運営状況を熟知し、選手・チームのニーズの把握、プロ仕様の施設の受け入れ準備、複数の関係者間の調整連絡、見学に来る来場者へのおもてなし企画、本市キャンプの広報活動等を複合的に実施することが求められるが、過去の実績及び施設管理・整備の観点から、円滑な受入準備及び期間中の適切な運営・管理を実施できる事業者は、上記事業者をおいて他にない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月20日
契 約 金 額	20,018,328円

令和5年度 随意契約理由書

番号	91
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	職員宿舍賃貸借
案 件 の 概 要	人事異動に係る職員の宿舍の賃貸借を行うもの (令和5年12月22日～令和7年12月21日までの長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市末広2丁目3街区5号301号 [名 称] ソフィア株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>アパートの賃貸借契約に当たっては、間取り、家賃、立地条件等を総合的に考慮する必要があるため、契約の性質上、一定の仕様に基づく競争入札に適さない。</p> <p>今回賃貸借を行うアパートは、間取りや立地条件の面で市が求めている条件に合致しているため、その家主である上記の者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月22日
契 約 金 額	2,011,200円

令和5年度 随意契約理由書

番号	92
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	軍神原通線外1路線桜植替業務委託
案 件 の 概 要	市道軍神原通線及び市道片前桜並木線において、枯木となった桜の伐採を行い、新たに桜の苗の植樹を行う業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町4968番地 [名 称] 株式会社園田グリーンセンター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市道に植樹された桜のうち、枯木の伐採及び根株の除去を行い、桜の苗を植樹するものである。</p> <p>本業務の対象路線の桜については、樹木の健全な生育のため、剪定、病虫害防除、植樹樹の除草、清掃等が必要であり、管理業務委託の発注を毎年行っている。</p> <p>上記事業者は対象路線の管理業務を受託しており、業務対象範囲の桜の生育状況及び土壌状況を把握し、植替え後も既存の桜同様に適切な管理が可能である。</p> <p>また、本業務を他の事業者を受託し生育不良となった場合、管理委託受注者との責任の所在が不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者との随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月25日
契 約 金 額	1,980,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	93
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	大書初め大会開催業務委託契約
案 件 の 概 要	都城市PR事業の一環で、著名な書家紫舟氏による大書初め大会の開催業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県鎌倉市鎌倉山2丁目9番13号 [名 称] 株式会社東京新美術
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、都城発のアート体験を通して、ロゴへの親しみを醸成するとともに、市民一人一人の中に都城の魅力を再認識・定着し、ひいては郷土愛を醸成するものである。</p> <p>この目的を達成するためには、受注者の実績はもとより、受注者の持つ影響力等が大きく関わってくる。さらに、平成27年度から昨年度までの大書初め大会の開催に引き続き、ロゴ制作者である紫舟氏による都城独自の事業を継続的に発信していくことで、対外的なPR効果をより一層高め、さらなる都城ブランドの定着を図ろうとするものであることから、本業務については、同氏の指導であることで成立し、高い事業効果を狙えるため、競争入札に適さない。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行を期待できるため、紫舟氏が所属し代表を務める上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月25日
契 約 金 額	1,779,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	94
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直 通)
契 約 案 件 名	Love Letter Project 都城編 (中学校) 開催業務委託契約
案 件 の 概 要	都城市PR事業の一環で、著名な書家紫舟氏によるワークショップ「Love Letter Project都城編」の開催業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県鎌倉市鎌倉山2丁目9番13号 [名 称] 株式会社東京新美術
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、都城発のアート体験を通して、ロゴへの親しみを醸成するとともに、市民一人一人の中に都城の魅力を再認識・定着し、ひいては郷土愛を醸成するものである。</p> <p>この目的を達成するためには、受注者の実績はもとより、受注者の持つ影響力等が大きく関わってくる。さらに、平成27年度から昨年度までのLove Letter Project都城編の開催に引き続き、ロゴ制作者である紫舟氏による都城独自の事業を継続的に発信していくことで、対外的なPR効果をより一層高め、さらなる都城ブランドの定着を図ろうとするものであることから、本業務については、同氏の指導であることで成立し、高い事業効果を狙えるため、競争入札に適さない。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行を期待できるため、紫舟氏が所属し代表を務める上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月25日
契 約 金 額	1, 7 0 8, 2 2 3 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	95
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用許諾（公共施設等予約システム）及びサポート契約
案 件 の 概 要	公共施設等予約システムソフトウェアの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 興亜宮崎ビル5F [名 称] 株式会社南日本情報処理センター宮崎支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>公共施設等予約システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同システムについては、同事業者からでなければ、使用権の許諾は受けることはできない。</p> <p>また、障害対応等の基本サポートや法改正対応サポートについても、同事業者でなければ実施できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月26日
契 約 金 額	2,118,930円

令和5年度 随意契約理由書

番号	96
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園リニューアルPR業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園リニューアルに伴う開業に向けたPR業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 新潟県三条市中野原456 [名 称] 株式会社スノーピーク地方創生コンサルティング
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当業務は、現在リニューアル工事を行っている関之尾公園について、リニューアル後の開業に向けた整備の経緯や本市の観光スポット等をメディアで広く公開し、開業に向けたPR業務を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、関之尾公園の開業までのストーリーと地域や施設の見どころを深堀し、リニューアルする関之尾公園への期待度アップや本市への誘客に繋げることが望ましい。</p> <p>上記事業者は、関之尾公園の整備計画の段階から関わっており、公園の魅力及び本市の観光情報等を含め、本業務を理解し、柔軟かつ短期間で履行できる。また、他拠点で同様のキャンプ場を展開していく中で、PR業務を行った実績も有する。</p> <p>さらに、リニューアル後の関之尾公園の運営については、(株)スノーピークが指定管理を行うため、上記事業者と連携して効率的かつ効果的にPR業務を遂行することが可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月27日
契 約 金 額	1,045,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	97
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	道の駅都城NiQLL用木プール柵外
案 件 の 概 要	道の駅都城NiQLLに設置する木プール柵等を購入するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字跡江4326番地1 [名 称] 株式会社川上木材
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>道の駅都城NiQLL（以下「NiQLL」という。）には、県産木材をふんだんに使った木のゆうぐ広場が設置され、来館者が木のぬくもりや香りに囲まれながら遊べる施設があるなど、県産木材のPRや木育促進を図っている。また、週末には毎週のように催事が実施され、木のゆうぐ広場は、時間帯によっては、定員以上の利用がある。</p> <p>今回、来館者の状況に合わせて倉庫から持ち出し設置ができる県産木材の木プール柵や木球を導入することで、更なる地場産材PRや親子等への来館訴求を図ることとしている。なお、仕様書上の条件は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内事業者が製作し、主な材料として県産木材を活用した遊具であること。 ・ 木の柵等の遊具は、容易にばらすことができること。 ・ 2月開催の催事に使用する予定であり、1月末までに納品が可能であること。 <p>今回の遊具は、公益社団法人宮崎県森林林業協会が発行する「木と触れて、遊ぶための製品カタログ2023」に記載されており、協会からの一定の評価を得られている遊具であり、仕様書で定める条件を満たしている。</p> <p>また、他の事業者への問合せを行っても取扱いがなかったことや、仮に見積合せにて実施する場合、時間的余裕もないことから催事での使用までに納品が間に合わない。</p> <p>以上の理由から、最もその目的に合った履行を期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年12月28日
契 約 金 額	1, 7 2 7, 0 0 0 円